

◎新潟県告示第784号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大東産業 株式会社
加藤 洋介
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区亀田工業団地1-3-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第22758号
 - 5 処分の内容
管工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 ASAHI
釜田 一樹
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市中郷区二本木1609-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第45908号
 - 5 処分の内容
石工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 山田建築
山田 一政
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市新陽1-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45528号
 - 5 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し（全部廃業）
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年6月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 片桐工務店
片桐 三郎
- 3 主たる営業所の所在地

長岡市小国町小栗山40-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般-3）第40648号

5 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し（全部廃業）

6 処分の原因となった事実

令和5年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

1 処分をした年月日 令和5年6月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

目黒電気

目黒 峰雄

3 主たる営業所の所在地

長岡市栃尾泉392-5

4 許可番号 新潟県知事許可（般-3）第46231号

5 処分の内容

電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し（全部廃業）

6 処分の原因となった事実

令和5年6月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
